

令和元年度

定期監査報告書

(令和元年6月～11月実施)

令和2年3月

国土地理院監査官

はじめに

本報告書は、令和元年度において実施した定期監査結果を取りまとめたものである。

監査は、国土地理院監査規則（平成13年3月1日国地達第20号、以下「規則」という。）第2条に基づき、国土地理院の事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的として実施している。

そのうち定期監査は、規則第5条の規定に基づき、本院及び地方測量部等を2カ年計画で定期的に実施している。

令和元年度は、令和元年度定期監査実施計画（平成31年4月11日国地監第3号）に基づき、本院（3部、2センター）、地方測量部（5部）を対象に実施した。

なお、規則第6条の臨時監査及び7条の点検監査は実施していない。

定期監査の結果、規則第12条に規定する「事態が重要でかつ急を要すると認める事項」に該当する事項はなかった。

本院及び地方測量部等におかれては、本報告書で記述した取組事例・意見を踏まえ、より一層の「事務の合理的運営・官紀の保持及び不正行為の防止」に努められるよう期待するものである。

本報告書は、定期監査の対象となった部署だけでなく、全ての部署において、今後の業務の参考として活用されることを切望するものである。

令和2年3月

主任監査官

目 次

I. 概 要	
1. 監査方針 -----	1
2. 監査実施状況一覧表 -----	2
3. 監査の結果 -----	3
3. 1 国土地理院重点項目 -----	3
3. 2 一般項目 -----	9
4. 監査の概評 -----	10

I. 概 要

1. 監査方針

令和元年度定期監査は、国土地理院監査規則（平成13年3月1日 国地達第20号）第2条（監査の目的）及び平成31年度定期監査実施計画（平成31年4月11日 国地監第3号）に基づき、国土地理院の事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的として、以下の重点項目及び一般項目の監査項目を掲げて実施した。

また、前回監査で「意見の提示」、「指示」等により指摘した事項の処理結果の点検も実施した。

（1）国土地理院重点項目

- 1) ワークライフバランスの推進に関する取組について
 - ① 女性職員活躍と風通しのよい職場の環境づくりへの取組
 - ② 職員の心身の健康管理への取組
- 2) コンプライアンスの徹底に関する取組について
- 3) 国民から信頼される行政運営の取組
 - ① 行政情報の管理等に関する取組
 - ② 入札・契約手続きの適正な執行への取組
 - ③ 事務・事業の効率的な取組
 - ④ 広報広聴等の対外的なコミュニケーションの取組

（2）一般項目

- 1) 服務一般及び文書処理について
- 2) 契約及び金銭会計処理について
- 3) 物品、国有財産管理について
- 4) 事業の執行について
- 5) 測量法関係業務について

2. 監査実施状況一覧表

監査対象部署	監 査 月 日	監査官	監査補助者
北海道地方測量部	6月 5日～ 8日	主任監査官 鳩谷 昇	基本図情報部専門調査官
関東地方測量部	6月20日～21日		宇宙測地課長補佐
北陸地方測量部	6月26日～28日		企画部専門調査官
四国地方測量部	10月 9日～11日		情報システム課長補佐
中部地方測量部	10月23日～25日		地理情報処理課長補佐
本 院 総 務 部 企 画 部 測 地 部 測地観測センター 地理地殻活動 研究センター	11月14日～15日	監査官 真下 好隆	総務課長補佐 人事課長補佐 会計課長補佐 契約課長補佐 厚生課長補佐 企画部専門調査官 物理測地課長補佐 情報サービス課長補佐 国土基本情報課長補佐 地理情報処理課長補佐 地殻監視課長補佐

3. 監査の結果

3. 1 国土地理院重点項目

1) ワークライフバランスの推進に関する取組について

国土交通省では、平成27年1月に「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めている。国土地理院においても、平成30年6月に「平成30年度国土地理院ワークライフバランス推進本部取組計画」を策定し、国土地理院が実施する具体的な取組を定めている。

この取組をより強力かつ継続的に推進するため、国土地理院における女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進に関する取組について監査を実施した。

① 女性職員活躍と風通しのよい職場環境づくりへの取組

女性職員の活躍を推進するにあたっては、男女全ての職員の「働き方改革」による仕事と生活との調和（ワークライフバランス）を実現することが不可欠である。ワークライフバランスの推進は、優秀な人材の確保、継続的勤務の推進、公務の能率的な運営の観点からも極めて重要である。また、ワークライフバランスを実現するうえでは、風通しのよい職場環境を作ることが重要である。

ワークライフバランスを推進するための働き方として、業務の整理・効率化の工夫等の取組により、超過勤務の縮減が図られている。また、勤務時間の柔軟化に向けては、フレックスタイム制の活用、テレワークの試行、東京サテライトオフィスの機能充実・強化の取組が行われている。

年間休暇取得15日の目標達成に向けては、幹部職員が率先してポジティブオフの宣言をし、職員が休暇を取得しやすい職場の雰囲気作りを行うなど、幹部職員の積極的な取組が行われている。

女性職員の活躍に向けた取組では、研修等の参加機会の確保など、女性職員のキャリア形成支援が積極的に行われている。また、意欲の向上に向けて、技術報告会等発表前の支援、災害対応業務や広報活動への参加支援など、様々な分野において女性活躍を支援する取組が行われている。

風通しのよい職場環境作りの一環として、コンプライアンス推進計画に基づく、本院と地方測量部等とのテレビ会議による意見交換会が開催された。テレビ会議を通じて、お互いの意見交換を行うことにより、風通しのよい職場環境作りの推進が図られている。



(四国地方測量部)

② 職員の心身の健康管理への取組

十分な行政サービスの提供と職員の勤務能率を確保するためには、職員が心身ともに健康で安心して職務に専念できる職場環境を確保することが重要である。また、職員の健康保持増進については、国土交通省健康安全管理規則等に定められた手続きの遵守と超過勤務縮減の取組が重要である。

職員の健康保持増進のため、健康診断等については、適切に実施されていることを確認した。健康管理医又は保健師等による保健指導、健康相談等を適切に実施し、職員の健康管理の促進に努めていた。地方測量部においても、生活習慣病予防対策の講習会等を独自に実施して、健康増進の取組が行われている。

メンタルヘルス対策としては、本院及び地方測量部において講演会等を実施している。また、人事院で行われる研修会等に積極的に参加している。

超過勤務縮減の取組では、適正な勤務時間管理の取組として、超過勤務命令の際には、業務の必要性を精査し、必要最小限の時間を命令するとともに、翌日のフォローアップ及び累計時間の見える化により、超過勤務実施状況を的確に把握して、超過勤務の縮減が図られている。

定時退庁日については、所属長からの呼びかけをはじめ、管理職が率先して定時退庁に努めるなど、職場毎の状況に合わせた取組が行われており、超過勤務縮減の雰囲気醸成が図られている。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組について

コンプライアンス意識を向上するためには、個々の職員がコンプライアンスに関する制度について、十分に理解するとともに、具体的にどのような行動をとるべきかを適切に認識することが重要である。コンプライアンスは、組織的に違反が起こりにくい職場環境づくりと、職員一人ひとりの意識向上により防止されるものである。

コンプライアンス推進計画に基づき、研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施、コンプライアンス講習会等及びコンプライアンス・ミーティングについて、適切に実施されている。講習会等は原則として全職員が参加し、やむを得ず参加出来ない場合には、講習会等のビデオを視聴するなどのフォローアップが行われている。

コンプライアンス・ミーティングは、7月～10月の間に各課室毎に行い、100%の参加率であった。また、各職場においては、新聞等に掲載された不祥事・不正行為等を事例として職員に周知し、意識向上が図られている。

発注者綱紀保持、国家公務員倫理の周知徹底については、国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員倫理規程等の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて、周知徹底が図られている。

サービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行い、更なる職員の倫理意識の向上が図られている。6月及び7月に行ったセルフチェックは、いずれも100%の実施率であった。

事業者との適切な対応については、執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に、発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封している。

事業者との対応ルール等の徹底については、国民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応に努め、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、対応ルールの徹底が図られている。

監査の強化・充実として、地方測量部においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関しての認識及び取組状況について、ヒアリングを実施した。ヒアリングの結果については、管理職員及び発注担当職員ともにコンプライアンスに関する認識が十分であることを確認した。また、コンプライアンスに関する取組についても適切に行われていることを確認した。



(入札談合等関与行為防止に関する講演会)

3) 国民から信頼される行政運営の取組

国民から信頼される行政を運営するためには、文書情報や個人情報など行政情報の適切な管理を行うことが必要である。また、発注事務に対する国民の疑惑を招かないように、一層の綱紀の保持を図り、入札・契約手続きの適切な執行等の取組が重要である。

① 行政情報の管理等に関する取組

行政機関が保有する情報の管理については、情報公開への対応や個人情報保護の観点から、適切な対応が強く求められている。過去には、国の機関の重要な情報及び個人情報が流出する事件も発生しており、情報セキュリティ確保の面からも情報管理の徹底が必要である。

行政文書については、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされなければならない。

行政文書の管理状況について監査を行ったところ、地方測量部においては概ね適切に管理されていることを確認した。本院においては、一部の部署において、行政文書ファイル（紙文書）の保存について、数年度分まとめてファイリングされているもの、背表紙に作成年度、名称、保存期間、保存期間満了日等が表示されていないものがあったので、適切に処理するよう指導した。その他については、概ね適切に管理されていることを確認した。

個人情報の保護については、行政機関が保有する個人情報の不適正な取扱いによる個人情報の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めている。

個人情報の管理状況について監査を行ったところ、個人情報の管理・運用に関する周知徹底などについては、概ね適切に行われていた。なお、一部の部署において、保有する個人情報を把握するための台帳等に、保有する個人情報が記載されていないものがあったので、個人情報保護に関する規程等を確認のうえ、適切に処理するよう指導した。

② 入札・契約手続きの適正な執行への取組

入札談合等関与行為の再発を確実に防止する観点から、組織全体で効果的な措置を講ずる必要がある。コンプライアンス・内部統制の強化を図り、年度毎に「コンプライアンス推進計画」を策定し、綱紀の保持、不正行為の防止等に努めるとともに、不正が発生しにくい入札制度の見直しを継続して実施することが必要である。

発注情報管理マニュアルに基づく契約機密情報について、管理状況の確認を行った。予定価格の作成時期については、予定価格の漏洩を防止するため、予定価格の作成時期の後ろ倒しを行っている。本院及び地方測量部ともに、開札日の前日に作成することを基本とし、作成後は開札まで金庫に保管して漏洩防止に努めている。

文書及び電子データの管理方法、保管場所については、適切に管理されていた。「発注情報の管理状況に関する調査・点検表」については、適切に実施されていることを確認したが、点検の対象となる発注情報をより明確にするなどの更なる改善の余地がみられた。

総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離については、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において、発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図っている。なお、両方の情報を知る機会と知る者をなくすように、更なる改善の余地がみられた。

③ 事務・事業の効率的な取組

行政ニーズの増大・多様化とともに、行政サービスの質的向上が求められるなかで、事務・事業の効率的な取組が重要である。

行政コストを効率的に執行するためには、身近な無駄の排除、非効率な業務の見直し、

意思決定プロセスの見直し及び、政策の遂行に必要な優れた財産とサービスを調達するための調達コストの縮減や品質確保を推進する調達改善計画の取組が必要である。これらの事務・事業の効率的な取組状況について確認した。

次世代を担う子供達に向けた地理教育・防災教育の充実を図る取組や地理空間情報の効率的な整備と効果的な活用推進において、各地域における関係府省や地方公共団体、民間、教育機関及び学会等、様々な主体との連携・協力が不可欠である。地方測量部では、教育及び測量分野の関係者と協力し、学校での地理教育支援、出前講座、測量体験学習など地理教育・防災教育活動に積極的に取り組まれていた。

地域連携や他機関との連携については、協定に基づく技術支援などで丁寧な対応をされて良好な関係を維持されている。また、迅速更新のデータ入手、防災情報についても関係機関と良好な関係を維持されている。引き続き、良好な関係を維持されるよう期待するものである。

公共測量の助言・審査については、電子決裁の推進、担当者の複数体制、問い合わせ内容等をデータ化して検索できるようにするなど、各地方測量部で効率化の取組が行われ、迅速な対応が出来るように工夫されている。

全府省で取り組まれている共同調達については、本院をはじめ各地方測量部等で取組が進められている。北陸地方測量部では、現在6品目（事務用消耗品、上質紙、コピー用紙、文書廃棄処理、官用自動車保守管理、レンタカー利用）と多くの品目で実施するとともに、さらなる品目の拡大についての検討が行われている。引き続き、共同調達の推進と品目の拡大について期待するものである。

④ 広報広聴等の対外的なコミュニケーションの取組

国土地理院の活動と役割を国民に伝えるうえで、広報広聴等の対外的なコミュニケーションの取組は大変重要である。

2019年は、明治政府に近代測量を行う機関として、国土地理院の前身である「民部官庶務司戸籍地図掛」が設置されてから150年の節目であった。「近代測量150年」の節目に、これまでの歩みと発展を明らかにするとともに、測量・地図作製の役割や重要性を深めてもらうため、地域における様々な情報発信や地域連携の拠点である「道の駅」において、全国150ヶ所で「近代測量150年のあゆみ」と最近の国土地理院の活動を紹介するパネル展が開催された。

道の駅パネル展をはじめとして、広報広聴等の取組状況について確認した。

北海道地方測量部では、道の駅パネル展で展示するパネル作成のマニュアルを作り、誰でもパネル作成が出来るよう工夫し、部全体で近代測量150年の取組が行われた。

関東地方測量部では、「日本水準原点の一般公開」でパネル展示を行ったり、パネル展示に併せて講演会を行うなどの工夫がみられた。

中部地方測量部では、幹部職員自ら積極的にパネル作成等を行い、職員の負担軽減が図られていた。

四国地方測量部では、「測量・地図学習会」の講師を、管理課及び測量課で小学校と高校のレベルに合わせて分担し、部全体の取組として行われた。

災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、自然災害伝承碑の情報を地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切に伝えるとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す、自然災害伝承碑の取組が行われている。地方測量部では、部内会議メンバーで担当地域の割振りを行うなど、積極的に取組まれている。引き続き、情報提供等の推進を行っていく必要がある。

国土地理院の任務である「国土を測る」、「国土を描く」、「国土を守る」、「国土を伝える」ことは、社会資本の整備・管理、社会経済の取組において、最も重要なことである。引き続き、広報活動のより一層の推進を期待するものである。

3. 2 一般事項

一般事項の監査においては、1.(2)に掲げた一般事項について、主に次のような観点に着目して監査を実施した。

- ① 事務・事業が効率的に行われているか
- ② 事務・事業が適正に行われているか
- ③ 無駄なことはしていないか
- ④ 役割を終えたものはないか

4. 監査の概評

今年度の監査の重点であるワークライフバランスの推進とコンプライアンスの徹底について、監査を実施した多くの部署において、上司と部下・同僚が共に意思疎通を図れるように、風通しの良い職場環境作りに努めるよう取組が行われていた。

そうした取組は、コンプライアンス意識の向上、情報の共有や意志統一、効率的・合理的な事務事業の執行、職員の心身の良好な健康状態を保つことにつながるものである。引き続き、風通しの良い職場環境作りに努めていただきたい。

監査の結果、業務内容を見直すことで、当該業務が効率的に実施できたり、より効果的に事務・事業が実施できると判断されるもの、現行の法令等の規定に基づいた事務処理が行われていない、あるいは事務処理そのものを失念していたこと等により指摘した件数は、重点事項を含め、意見の提示5件、指示事項34件であった。

これらの意見の提示、指示事項の多くは、現行の法令、規程、要領等の内容を十分に把握、理解しないまま処理しているものの他、一度チェック等見直しを行えば防げるものであり、従来から幾度となく指摘している事項である。これらは業務に対する職員の真摯な姿勢と意識の向上により改善できる余地があると考えられる。

業務執行にあたっては、常に問題意識を持ち、業務に対する理解を深め、物事を多角的に捉えることが重要である。

なお、今年度監査を実施した部署の中で、四国地方測量部は、唯一、意見の提示及び指示事項が0件であった。他の模範となるものであり、引き続き、適正な事務・事業の執行に努めていただきたい。

推奨・評価できる事項については、業務の効率化・合理化に向けた積極的な取組、地域における防災業務の連携や地域連携強化に関する取組、近代測量150年をはじめとした広報活動等の30件を紹介した。

意見の提示等の是正事項に限らず、参考とできる推奨事項についても積極的に取り入れることによって、ニーズを踏まえたより質の高い行政サービス、事務・事業の効率的な執行に努めていただきたい。